

週休2日確保工事実施要領（漁港漁場（港湾）工事）

1 目的

本要領は、改正品確法の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組として、横須賀市港湾部が発注する漁港漁場（港湾）工事に係る週休2日の確保を推進する工事（以下、「港湾部型確保工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。

2 用語の定義

(1) 週休2日

工事現場において、土曜日から金曜日までを1週間とする期間中に2日の現場閉所日を適切に確保する取り組みのことをいう。

(2) 完全週休2日

対象期間内で4週8休以上の現場閉所日を設け、さらに土曜日と日曜日にも作業を実施しないことをいう。なお、受注者が降雨や降雪などによる工程調整に伴い、土曜日や日曜日に作業を実施した場合には、完全週休2日として扱わない。

(3) 4週8休

土曜日から4週目の金曜日までで終わる4週間を「1期間」として当該期間において8日の現場閉所日を確保するもので、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以後各期間において期間ごとに8日の現場閉所日を確保することをいう。

(4) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入、仮設工事等の現場で作業を開始した日をいう。

(5) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等、現場における作業が全て完了した日をいう。

(6) 対象期間

港湾部型確保工事において、週休2日に取り組む期間のことであり、現場着手日以降最初の土曜日を始期とし、現場完成日の直前の1期間の末日となる金曜日までの間にある全ての4週8休の期間をいう。

(7) 現場閉所日

工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。ただし、現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等は作業から除くこととする。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることができるものとする。

3 港湾部型確保工事の実施

(1) 港湾部型確保工事実施の選択

受注者は、契約後、港湾部型確保工事の実施の同意又は不同意を選択できるものとし、「週休2日確保工事実施同意（不同意）届」（様式1）を施工計画書とあわせて発注者に提出する。なお、不同意を選択した場合は理由を記載した工事打合せ簿を併せて提出することとし、不同意とした工事は経費補正の実施及び工事成績評定への反映は行わないものとする。

(2) 対象外工事

次の各号に該当する工事は、港湾部型確保工事の対象外とする。

ア 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

イ 通年維持工事、緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事

ウ 作業可能期間が限られている等の工期に厳しい制限がある工事

エ その他、対応が困難であると発注者が判断した工事

(3) 港湾部型確保工事以外の実施協議選択

受注者は、港湾部型確保工事以外の工事においても、受注者が実施可能であると判断した場合、発注者と港湾部型確保工事の実施に関して協議することができる。

(4) 港湾部型確保工事実施の内容

実施にあたっては、次のアからエに取り組むこととする。

- ア 受注者は、「週休2日確保工事実施同意（不同意）届」（様式1）にて港湾部型確保工事の実施に同意した場合、契約した工期の中で週休2日に取り組みなければならない。当該工事において、4週8休以上を達成するための工期変更は行うことができない。
- イ 受注者は、休日取得計画については実施する月の前月末までに、休日取得実績については実施した月の翌月15日までに、「現場閉所計画・実績報告書」（様式2）に記入をして監督員に提出する。ただし、最初の休日取得計画は、現場着手日の前日までに提出するものとする。
- ウ 受注者は、原則として、しゅん工届提出日の20日前までに、最終月の「現場閉所計画・実績報告書」（様式2）及び対象期間全体の「現場閉所履行報告書」（様式3）を作成し、監督員へ提出する。
- エ 受注者は、公衆の見やすい場所に、港湾部型確保工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

記載内容の例

<p>週休2日の確保に取り組む工事 この工事は、建設業の労働環境を改善するため、週休 2日の確保に取り組む工事です。</p> <p style="text-align: right;">発注者：横須賀市役所 受注者：〇〇〇建設㈱</p>
--

(5) 週休2日確保工事の経費補正の実施

対象期間全てにおいて4週8休以上の現場閉所を達成した場合には、「週休2日確保工事実施要領補足事項（港湾部工事）」（以下「補足事項」という。）（別添）により経費補正し、工事請負契約約款第22条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を増額変更する。

(6) 週休2日確保工事の工事成績評定への反映

対象期間全てにおいて完全週休2日の現場閉所を達成し、若しくは対象期間全てにおいて4週8休以上の現場閉所を達成した場合には、「補足事項」（別添）により工事成績評定に反映する。

なお、4週8休以上の現場閉所を達成できなかった場合であっても減点を行わないが、明らかに4週8休以上の現場閉所の確保に取り組む姿勢が見られなかった場合については、減点を行う。

4 アンケート

受注者は、工事完了後、発注者に対してアンケートを提出するものとする。

5 その他

「現場閉所計画・実績報告書」（様式2）又は「現場閉所履行報告書」（様式3）の内容に疑義が生じた場合には、発注者は、受注者に疑義の内容についてヒアリング等を行い、その経緯、原因等を確認したうえで、虚偽が明らかになった場合は、工事成績評定の修正等の措置を行う。

附則

この要領は、令和6年4月1日以降に公告する港湾部型確保工事に適用する。

週休2日確保工事実施要領補足事項（港湾部工事）

1 経費補正の実施（要領3（5）関係）

(1) 漁港漁場（港湾）工事積算基準書による場合

4週8休以上の現場閉所日の確保を達成した場合、下表の経費にそれぞれの係数を乗じた補正を行う。

達成状況	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
4週8休以上 (対象の全期間で達成)	1.04	1.02	1.02	1.03

※材工一式での見積単価、工場製作工については、労務費、機械経費（賃料）の補正対象としない。

また、港湾市場単価は、標準市場単価に表に示す補正係数を乗じる。

・補正後市場単価 = 標準施工単価 × 補正係数

港湾市場単価補正係数（工種）		補正係数
1	底面工	1.03
2	マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.00
3	支保工	1.04
4	足場工	1.02
5	鉄筋工	1.04
6	吊鉄筋工	1.04
7	型枠工	1.03
8	コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.04
	コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.04
9	止水板工	1.04
10	上蓋工	1.04
11	伸縮目地工	1.02
12	係船柱取付	1.04
13	防舷材取付	1.04
14	車止・縁金物取付	1.04
15	係船柱撤去	1.04
16	防舷材撤去	1.04
17	車止撤去	1.04
18	電気防食取付	1.04
19	防砂目地板取付（陸上施工）	1.04
20	防砂目地板取付（水中施工）	1.03
21	吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.03
22	港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.03
23	ペトロラタム被覆	1.04
24	現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.04
25	現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.04
26	かき落とし工	1.04
27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.03
28	汚濁防止枠設置・撤去	1.02
29	灯浮標設置・撤去	1.03
30	汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.01
	汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.04
31	異形ブロック製作 型枠工	1.04
	異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.04
	異形ブロック製作 給熱養生	1.03

(2) 土木工事標準積算基準書による場合

「週休2日確保工事実施要領（土木工事）」に基づく、工事の実施、工事成績評定、経費補正等を行う。

(3) 漁港漁場（港湾）工事積算基準書と土木工事標準積算基準書による積算が混在する場合

漁港漁場（港湾）工事で土木工事標準積算基準書の工種が含まれている場合は、主工種の間接工事費率を適用した基準による「週休2日確保工事実施要領」での工事の実施、工事成績評定、経費補正等を行う。

2 工事成績評定への反映（要領3（6）関係）

休日確保の達成状況に応じて、工事成績評定で下表のとおり加点や減点を行う。

休日確保	加点
完全週休2日 達成	2点
4週8休以上 達成	1点

休日確保	減点
明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合	-1点